

## 資料紹介

## レギュレーション理論の「5つの制度諸形態」の再検討(3)

若 森 章 孝

## VIII 間接賃金\*

Y. サイヤール\*\*

レギュレーション理論を最初に築いた人たちの研究は、資本・労働についてのマルクスの分析を彼らなりに鑄直すことによって賃労働関係を特徴づけようとした (R. Boyer et Y. Saillard (éds) [1995] chap.3をみよ)。そこでは、「間接賃金」の概念が、賃労働関係と国家介入の諸形態とが交錯するところにおかれているが、賃金・利潤の配分においては間接賃金はどのように位置づけられているのだろうか？

## マルクス理論にとっての理論的問題

病気の場合の所得補償、高齢者手当、家族手当、生活保護ないし扶助など、間接賃金が発達すると、賃労働者層の収入は、部分的ではあるが彼らの現実の労働状況から切り離されるようになる。賃労働者層の消費の一部は市場の外部で組織されるが、とりわけ介護のための支出や在宅向け「ヘルパー」サービスの購入の場合などがそうである。これらの収入と支出は、企業、産業部門ないし部門、国民といったさまざまなレベルで組織される資金調達の集散的回路を作り上げる。賃労働関係のこういった要素をどのように評価すればいいだろうか？

新古典派の公共経済学は、市場財と非市場財ないし「公共」財を区別するのに規範的基準を用いる。しかし、消費ノルムによってカバーされる欲求は社会的、歴史的な性格を帯びている。他方、欲求は、消費に先立って存在しているわけではなく、資本主義社会によって継続的に生み出される [Granou, Baron et Billaudot, 1979, p.80]。欲求の性格は、それが充足される仕方——個人的消費によるか、集団的サービスによるか——にしたがって、事後的にのみ定義される。

間接賃金 [CEPREMAP-CORDES, 1978] あるいは繰延べ賃金 *salaires différés* [Aglietta, 1974] にかんする最初の定義が提起した問題意識には、労働力を広い意味で理解し、賃金の動態をたんなる経済決定論にゆだねることを拒否するというメリットがあった。

\*この論文は、R. Boyer et Y. Saillard (éds), *Théorie de la régulation*, La Découverte, 1995に第14章として収録されている。

\*\* CNRS (国立科学研究センター) 研究員

労働力の再生産は、生産サイクルの継続という物理的再現に限定されるのではない。それはまた、賃労働者層の世代的更新にも関係する。それゆえ労働力の再生産は、たんに生産の「時間」のなかで定義されるのではなく、長期にわたる人口学的な時間のなかで定義されるのである。労働力の価値は、現役の労働者ばかりか彼らの子供にも、また年令や病気のために現役を退いた労働者にも関係する。労働力のこのような拡大再生産は、消費ノルムと労働力再生産に必要な欲求全体にもとづいてなされる。それゆえ、直接賃金と間接賃金の相違は、労働力の再生産の双補的なふたつの様式——個人的消費の支出による再生産と社会化された資金調達回路による再生産——に照応している。

社会化された資金調達によってカバーされる欲求が賃労働制度の発展と結びついて、生産の一般的条件の社会化にかかわっていくのであれば、このような欲求の動態はかなり自律的でもある。社会的、文化的、制度的な独自性は重要であり、この独自性が、欲求をカバーする仕方およびレベルにかする、各国間の大きな相違を作り出していく。既存の「制度化された妥協」は、間接賃金のありうべき多様な形態を説明するうえで有益である (R. Boyer et Y. Saillard(éds) [1995] chap.13 をみよ)。

間接賃金の発展が相対的に自律的だということには、間接賃金が当然のことながら賃金収入の安定化要因であるとすれば、それは新しい矛盾の源泉にもなりうる、ということが含まれる。すなわち、ふたつの見方が出てくるのである。第一に、労働力の販売と賃労働者層の収入との関連が切断される結果、賃労働者層の収入は伸縮的ではなくなって、労働者にたいする規律の手段としての有効性を失ってしまう [Bowles, Gordon, Weisskopf, 1983]。それゆえ、間接賃金の拡大は、需要面における安定化作用と労働へのインセンティブ戦略における困難性の増大という対照的な影響を蓄積体制にたいして及ぼすであろう [Peaucelle, Petit, 1988]。しかしながら、国民レベルを含む、部門や企業の賃金収入の社会化の形態をすべて間接賃金に入れて考えるならば、労働へのインセンティブの問題には含みをもたせなければならない。そのような場合には間接賃金は、部分的に賃労働者層のやる気を起こさせる戦略として役立つのである。しかし、この政策はまた、賃労働者層のあいだに新たな格差をもたらすことになる。別の不安定化要因が、社会福祉予算の増加と財政収入との緊張から生じるのである [Boyer, 1979, p.60-61]。

この緊張は、集合的サービスの「商品化」過程を通じて部分的に解決される。しかし、このような商品化は、集合的サービスが個別的商品に転化されることを示しているのではない。それは、コスト削減のロジック——資本による生きた労働の代替、従業員の脱熟練化、提供されるサービスの標準化など——を示している [Granou, Baron et Billaudot, 1979, p.235]。

レギュレーション・アプローチにもとづく研究は、このような前提から出発してどのような理論的成果を引き出したのだろうか。

## 国家による規格化の要素

勤労働者社会の変容に関する分析 [Aglietta et Brender, 1984] は、レギュレーション理論の変容をも示している。キー「概念」としてのノルムと規則の登場がそれである。ここで重要なのは、このような変化について論評を加えることではなく、経済的なものから政治的なものおよび社会的なものへのかかる移動がわれわれの研究対象になにをもたらずのか、明らかにすることである。

間接賃金という観念は、国家による規格化装置総体のなかに溶け込んで姿を消している。賃労働関係の形態によって保証される「契約による規格化」が有効でなくなると、国家による規格化装置の領域を消去法によって定義することができる。実際、契約による規格化と国家による規格化の違いは、個人的欲求と集団的欲求の違い、あるいは直接賃金と間接賃金の違いよりも一歩進んでいる。力点は、社会的凝集の機能と国家による規格化にもとづく社会的アイデンティティの維持に置かれている。このアプローチは、間接賃金の分析に制度的多様性の説明を付け加える。というのも、国家による規格化の制度的形態は固定的ではなく、社会集団間の政治闘争の結果に依存するからである。また、このアプローチは、間接賃金の拡大のうちに含まれている矛盾を明らかにする。すなわち、国家による規格化は、とりわけ社会保障にかんして基準と規則を言明し、権利を定める。アグリエッタとブレンデルによれば、このプロセスは本質的に政治的であって、経済的ではない。その効力が国民主権から生じることにもとづくような規格化は、主として社会的凝集の維持をめざすのであり、したがって、制度の進展の一部は偶発的である。なぜなら、国家による規格化の諸形態の異質性は、社会的イノベーション、政治過程に特有な自由裁量や取り決め [Ashford, 1986]、さらに「文化的ステレオタイプ」と結びついているからである。

国家による規格化は、その表面的な機能にとどまるものではない。それはさらに、契約による規格化と同じように賃労働者層のあいだに差異を組織し、不平等を「固定し」、不平等を社会進歩の動力にするのである。賃労働関係のなかに含まれている差異化はまた、間接賃金、非市場的消費の多様な水準と多様な内容にも関係する。このアプローチによれば、教育の「機会均等」あるいは健康面での「医療への均等なアクセス」は、社会的まやかしとして機能している。教育の機会均等、医療への均等なアクセスといっても、実際には、知の多様性を認めることや個人の自由、健康の全体的な見方などが放棄されており、非市場的サービスの消費の量的需要が増大すれば、既存の不平等は強まっていくしかないのである。

このような視角は、社会的支出の資金調達の問題をたんにマクロ経済的に証明する分析とは異なる危機分析を提供する。社会的移転の発達は所得の社会化を引き起こし、所得のうちで個人の労働と直接的関係をもたない割合がますます増大する。分類闘争 *luttres de classement* がしだいに政治的領域を包囲する。雑多な要素からなる不透明な法や諸制度が、国家の統制を逃れて積み上げられる。社会保障制度の分担金と給付との関係が弱くなっていく。このような無秩序の蓄積は、社会諸階層による防衛と模倣の戦略を刺激する。国家による規格化の機能はしだいに国家介入のなかに溶

解していき、経済的なものと社会的なものの隔たりを深めていくことになる。

### 間接賃金が寄与したフォーディズム的好循環からその危機へ

レギュレーション・アプローチによっておこなわれたマクロ経済的分析は、間接賃金の全分野よりもむしろ社会支出に焦点をしばり、賃金の3つの概念を区別した。社会的分担金を含む手取り賃金 *salaire net*、粗賃金 *salaire brut*、総賃金 *salaire total*——手取り賃金と（教育のような集会的サービスを除く）社会給付総額の合計——がそれである [Mazier, Basle et Vidal, 1993]。

フランスは長期的には、20世紀を通じて、国内総生産における手取り賃金の割合がむしろ低下したのにたいし、粗賃金の割合は比較的安定し、総賃金の割合は増加した。第二次世界大戦後から1973年まではずっと、社会給付（「間接賃金」）の増加が社会的所得の安定や、家計の消費ノルムの発展と拡大に貢献した。社会給付の増加は生産性上昇の大きな伸びをともなったのであり、間接賃金の発達は、フォーディズム的「好循環」図式の一環を成していたのである。賃労働者層が賃金購買力の保証と引換えに生産条件の変容を受入れ、団体交渉が公的権力の統制のもとで賃金の変化を規定する、という賃労働関係であった。生活様式が変容するのと同時に、消費財部門は「革命」を経験した。蓄積の条件と販路の拡大が、生産性上昇益の高い伸びを可能にし、投資の収益性を保証した。賃金所得に占める間接賃金部分の割合は、内包的蓄積の局面のあいだ、設備財部門と消費財部門とのよりよい接合関係とともに、成長様式の均衡を回復させるのに役立ったのである。

好循環の図式は、フランスでは1970年代の初頭にうまく行かなくなった。社会給付はつねに安定化装置の役割を果たすけれども、それにともなって国内総生産に占める総賃金の割合が急速に増加することによって収益性が悪化し、蓄積を阻害していくことになったのである [Mazier, Basle et Vidal, 1993]。それゆえ、間接賃金の変化は、従来の経済的動態の追求を抑制するように作用した諸要因のひとつであると考えられる。

社会給付の3つの資金調達様式を区別することで、マクロ経済分析を補うことができる。資金調達の第一の回路は、年金、家族手当、損害保険、生命保険にかんする民間の保険制度およびこれと類似の保険制度に充当される雇用主分担金を集結する。第二の回路は社会保障基金に振り込まれる（賃労働者層および雇用主の）分担金全体から構成され、第三の回路は国庫による社会保障への資金提供に照応している [Saillard, 1988]。

国際比較をおこなうことによって、公的資金調達をマクロ経済に統合する仕方の国民的相違を浮き彫りにすることができるが、この相違は、社会的拠出金に重きがおかれるか、それとも厳密な意味の租税に重きがおかれるか、ということから生じる。なぜなら、間接賃金の形態を経済の進化に調節する際に生じる一時的ズレに加え、雇用主の負担と公的形態での負担のあいだでなされる相殺の影響があるからのである。

### アクターと制度——複雑な相互作用

間接賃金の動態は、たんにその経済的ないし政治的機能だけにとづいているのではない。それはまた、アクターの役割と間接賃金の資金調達業務の制度的編成、すなわち国民的独自性を形成するものにも、おおいに依存している(付論をみよ)。社会保障制度による疾病リスクの保証は、間接賃金の分析に導入される諸要素の複雑性を物語る格好の例である。

住民の健康状態は医療施設によって作り出されるのであり、個人は治療機関の扉を開ける前に自分の健康状態を知ることはできない。個人の健康状態は、医療サービスが消費される過程のなかでじょじょに定義されていくのであって、「客観的な」不健康さを把握することはできないのである。他方、経済システムに占める地位に応じて、個人の健康状態は複数の社会的規範化の対象となる。雇用主にとって病気の労働者は、欠勤の労働者、あるいはその活動の減少が生産性のいちじるしい低下を引き起こすような労働者である。医療保障制度の加入者、またはそのような権利をもつ者としての個人に給付金が払い込まねばならないなら、社会保障基金にとって彼は病人である。このような社会的規範化は、諸個人が感じているような病気の状態——病気であることの表現は、文化的フィルターを通してわれわれに伝達される——と一致するものではない。

「需要」は主として治療機会にたいする要求であり、健康の専門家が治療の中身を決定する。医療サービス部門の動態は多様なアクターの行動によって方向づけられるが、アクターの目標はただたんに住民の「福祉」をめざしているわけではない。アクターの目標はまた、社会的カテゴリーの利害や制度的合理性によって規定される、しばしば矛盾した戦略をも追求するのである。医療行為の消費形態はアクターの働きによって生み出されるが、それは消費者の選択から大きく離ることになる。

アクター間の相互作用は、集合的な資金調達の制約のもとで展開するので、この制約は、たんなる予算上の制約のレベルで考えられることもあれば、賃金ノルムのふたつの決定様式——労働力の再生産、および、賃金と蓄積に必要な利潤への分配——のあいだのより根本的な矛盾の表現とみなされることもある[Lipietz, 1979]。そのため、公的行政機関が医療機構の機能に介入することになるが、社会保障制度の受給「権利者」にたいするこのような介入の影響はほとんど制御できないのである。

「医療行為」という構成要素は消費ノルムに含まれている。だが、医療行為の価格と量は通常の意味をもっていない。医療行為には独自の料金設定があり、量の測定は慣習的性格をもっている。さらに、医療サービスの質は、治療する側と治療される側のあいだで結ばれる個別の関係に依存する。

このように、間接賃金の動態は単純な経済関係の産物ではない。それは、制度的組織化の重要性や、多様な「時間」(生産の時間だけでなく、「制度的」、政治的、人口学的時間)、個人の行動やアクターの情報の基盤であるとみなされる可変的要因の不確実性などにもとづく多数の媒介項の結果

なのである。

### 失業によって間接賃金の境界が混乱する

低雇用が持続すると、国家による規格化の意味が変容する。賃労働者層の差異化はなによりも契約による規格化によって組織され、国家による規格化がそのような差異化を強め非市場的領域にまで差異化を延長する、というこれまでの役割分担は、失業の増大のために変容した。国家の介入は「補助金による雇用」を多様化させた。それゆえ、もはやたんにパートタイム雇用または臨時雇用といった伝統的形態をとって賃労働者層の階層化が展開しているのではない。賃労働者層の階層化はまた、ランクの低い雇用——暗黙の最低生活費で計算された手当が支給され、さらに雇用主には補助金が支払われるような雇用——に就く機会を提供する雇用政策によっても組織される。したがって、階層化された中間的な雇用形態が増大すると同時に、直接的報酬を部分的に社会化するような諸形態が発達する。繰延べ賃金と賃金の関係が、福祉プランの実施によって、また高齢者保険に部分的にとり代わる早期退職によって部分的に破壊される。今後の高齢者保護は雇用政策と密接な関係をもつことになるが、その機能は「ライフサイクルを3時期に組織する制度化の解体」[Guillemard, 1991]という現象によって妨害されているのである。

危機によってもたらされた変化を理解するには、社会保障制度の国際比較を精密におこない、蓄積体制による制約とアクター間の相互作用を十分に検討することが必要である。レギュレーション理論に開かれた研究課題のいくつかがここにある。

### 付論 雇用関係を基準とする社会保障制度の類型

制度諸形態の多様性を説明するために、社会保障の諸様式を4つの基準によって特徴づけることを以前の研究 [Saillard, 1988] で提案した。社会保障の諸様式は結合し合うことで、ナショナルな次元においてシステムを形成する。

- ①関連サービス（公共サービス、医療提供……）が生産される場合、それは自律的要素となる。
- ②（資格、地位、収入などによる）社会保障の受益者間の差異。
- ③管理のレベル（集権的または分権的公共性、職業または部門による基金、企業）。
- ④マクロ経済的分析の中心的な基準である財源調達の様式（雇用主の拠出金、社会保障の負担金、税収を区別する）。

これらの基準を組み合わせることによって、社会保障の基本的システムの類型の基礎を提供することができる。

—将来のリスクにたいする用意、つまり、個人保険の「純粋な」システムは依然として雇用関係 *relation salariale* の外部にあり、雇用関係は、貯蓄の手段やリスクの個人的なカバーないし保険の購入手段を規定するものとして介入するにすぎない。社会保障が雇用関係に統合されていないシステム

では、公的扶助の形態の分野は否定的に定義される。つまり、貧民と有害なリスクしか公的扶助の対象にならない。

—民間保険によるリスクのカバーの財源調達が賃金所得に統合されている場合、この財源調達は間接賃金の形態を規定するが、そこにはつぎのような諸契約の組合せが含まれる。賃労働者層と雇用主の契約（雇用関係）、雇用主と（もはや賃労働者層ではなく）保険業者の契約、（サービスの生産が社会的リスクの防衛と結びついているときは）保険業者と生産者の契約。

—社会保障の公的システムの最初の形態は雇用主の仲介的役割を支える。財源の調達は、雇用主がそれを直接的に運用できないけれども労働コストに含まれる。雇用主によって払い込まれる「拠出金」は、その額が企業よりもっと一般的な単位——職業、産業部門、地域単位——で決まるような「分担金」になる。

—国家または公的行政機構が主要な資金提供者であり、その歳入が徴税から構成されているならば、雇用主による仲介はなくなり、支出の調整は予算の調停に依存する。所得再分配の問題は、雇用関係のレベルよりもむしろマクロ経済レベルに移転される。

#### 参考文献

- AGLIETTA M., *Accumulation et régulation du capitalisme en longue période. Exemple des Etats-Unis (1870-1970)*, thèse, université Paris-I, oct. 1974.
- AGLIETTA M., *Régulation et crises du capitalisme*, Calmann-Lévy, Paris, 1976. (若森/山田/大田/海老塚訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店、1989年)
- AGLIETTA M. et BRENDER A., *Les métamorphoses de la société salariale. La France en projet*, Caimann-Lévy, Paris, 1984. (斎藤日出治ほか訳『勤労者社会の転換』日本評論社、1990年)
- ASHFORD D. E. *The Emergence of the Welfare States*, Basil Blackwell, 1986.
- BOWLES S. et GORDON D.E. et WEISSKOPF T. E., “Hearts and Minds: a Social Model of US Productivity Growth”, in *Brooking Papers on Economic Activity*, no2, 1983.
- BOYER R., “La crise actuelle: une mise au point en perspective historique. Quelques réflexions a partir d'une analyse du capitalisme français en longue période”, in *Critiques de l'économie politique*, no7-8, nouvelle série, avril-sept. 1979. (『現在の危機』清水耕一編訳『レギュレーション』ミネルヴァ書房、1992年)
- CEPREMAP-CORDES, “Approches de l'inflation: l'exemple français”, in BENASSY J.-P., BOYER R., GELPI R.-M., LIPIETZ A., MISTRAL J., MUNOZ J., OMINAMI C., Rapport de la convention de recherche no 22/176, t.III, déc. 1977, in *Recherches économiques et sociales*, no12, La Documentation française, oct. 1978.
- GRANOU A., BARON Y., BILLAUDOT B., *Croissance et crise*, Maspero, Paris, 1979.
- GUILLEMARD A.-M., *Les nouvelles formes de transition entre activité et retraite. Bilan d'une comparaison internationale des dispositifs de sortie anticipée d'activité*, Rapport MIRE, juin, 1991.
- LIPIETZ A., *Crise et inflation, pourquoi?*, Maspero, Paris, 1979.
- MAZIER J., BASLE M., VIDAL J.-F., *Quand les crises durent...*, Economica, 2e éd., Paris, 1993.
- PEAUCELLE I. et PETIT.P., “Profit et formes de motivations salariales”, in *Economie appliquée*, t.XLI (no1, 1988.
- SAILLARD Y., “Formes du salaire indirect et crise”, Colloque international sur la théorie de la régulation, Barcelone, 16-18 juin 1988.

## IX 競争形態\*

## M. オラール\*\*

われわれが経済進化のさまざまな時期を区別しようとするとき、あるいはさまざまな経済システムの比較を試みる時、「競争形態」の分析はしばしば決定的な役割を演じるのである。競争形態を区別することができるいくつかの指標として、生産単位の規模、企業規模、生産の上流から下流までのさまざまな段階に位置する企業間の関係、協力の手続きにおいて市場と組織が果たす役割、金融資本と産業資本の関係、市場での販売者と購買者の関係、市場で交換される財の性質、とりわけ物的財とサービスが占める相対的割合がある。この問題を解明するためには、これらの指標の重要度の強弱を見きわめ、理論全体のなかで競争現象を位置づけなければならない。

レギュレーション理論にとって競争形態は、蓄積体制の規則性を解明するのがねらいである構造的諸形態(または制度諸形態)のうちのひとつである。より正確に言えば、競争は「諸蓄積拠点間の関係がどのように編成されるのかを描写する」[Boyer, 1986, p.48.邦訳81頁]。ボワイエは「細かく分かれた諸蓄積拠点の一総体があり、しかもそれらの意思決定はア・プリオリには相互独立になされるのであるが、それらの諸拠点間の関係はどのように編成されるのか?」という問いから出発し、「この問題にたいする解答は競争形態という概念によって可能となり、そのさい、あれこれの対極的なケースが識別される。すなわち、一極には競争メカニズムがある。これは、市場での事<sup>エクス・ポスト</sup>後の突きあわせによって私的諸労働の有効性の有無が規定される場合である。他極にあるのは独占的メカニズムである。総量においても各成分ごとにも——この両者はほぼ等しい——社会的需要が算出され、それによって生産の事<sup>エクス・アンテ</sup>前の社会化にかんするいくつかの規則が支配している場合である」[Boyer, 1986, p.48.邦訳81頁]と指摘する。そうだとすれば、議論すべき問題としてただちに出てくるのは、ある蓄積体制から別の蓄積体制への移行において競争形態の変容はどのような役割を果たすのかということである。というのはまず、資本の集積と集中の傾向が根本的に重要であると考ええる資本主義の単線的歴史観と一線を画するためである。しかしそれはまた、競争形態を他のふたつの制度形態、すなわち貨幣制約に依存するエージェント間の協力 coordination や賃労働関係に依存する剰余の領有と無関係に分析することができないからである。

それでは、競争形態の概念は「レギュラシオニスト」の研究のなかでどのような位置を占めているのだろうか? 競争形態の主要な役割はつぎのことを明確にさせることである。すなわち、「独占的」競争形態にあつては、企業利潤は剰余のかたちで、つまり市場価格と生産費の差額によって決定されるのではない。その反対に、マージンは生産物の販売以前に計算され生産費に付加されるのであって、市場価格の形成はこのマージンの追求によって——決定されるといえないまでも——影

\*この論文は、R.Boyer et Y.Saillard(éds), Théorie de la régulation, La Découverte, 1995に第15章として収録されている。

\*\* グルノーブル大学教授

響を受けるのである。

ポワイエとミストラルによって利用されたモデル [Boyer et Mistral, 1983] のなかの価格の理論的規定は価格決定のインプリットな様式によって特徴づけられる。賃金決定の要因を研究すると同じやり方で、利潤およびその他の収入を決定する要因を直接に研究するという方法が取り入れられている。実際、事後に達成される利潤水準が例えば需要、賃金などの要因の全体に依存するとすれば、利潤の運動を事前に決定する要因はなにかを解明することが重要である。ポワイエとミストラルのモデルでは、需要に固有な諸要因が直接的に介入することなしに、供給価格のロジックが説明される。それゆえ、マルクス理論の生産価格規定のロジックとよく似たロジックになっている(マルクス理論との目立った違いは部門ごとの名目賃金の内生的性格にこだわっていることである)。貨幣はインフレ過程の展開の許容条件になる。投資はまず融資され、ついで増殖されねばならない資本支出なので、総生産性の変化と従来の利潤率の維持とが両立しなくなるや否や、投資の増大はすべてインフレを促進する傾向をもっている。

1968年から1973年にかけて観察された産業部門の急速な再編成や労働過程の加速的な変容、産業資本と銀行資本の加速度的融合は、ポワイエとミストラルの名目価格決定モデルの選択が正しかったことを裏付けている。独占的価格決定の諸基準が組み合わせられる。利潤率は投下総資本に適用されるが、マージン率は成長率の変化にたいしほとんど感応的ではないのである。

レギュレーション全体を特徴づけるのは独占化と競争の対立であって、資本の集積と集中の運動ではない。国際比較をすれば、人々の期待に沿った階層性が浮き彫りになる。アメリカとドイツが危機を通じて自分たちの利潤をもっともうまく防衛することに成功しているのは、「労働力の伸縮性」だけでなく、「高い水準の資本の集積と集中」が原因である。

この分析は資本蓄積から利潤形成と価格形成の類似性を説明するJ・ロビンソン、N・カルドア、M・カレツキーの分析ときわめて近い。カレツキーにとって、商品の価格は独占度に比例するマークアップを生産費に加えることを通じて生産費から導出される。それゆえカレツキーは「資本家は自分が支出するものを稼ぐ」と書いた。J・ロビンソンによれば、価格は投資決定に満足をあたえるのに必要なだけの利潤率の実現を可能にする水準で決定される。このような推論がどのようなロジックにもとづいているかがよくわかるのである。資本の集積と集中は、企業の生産物の市場でのすべての価値実現に先立つ、企業間の協力関係を意味する。この企業間の凝集性のおかげで、企業は実現された生産物と分配された所得との事前に存在する乖離をインフレ傾向を通じてエージェント全体に転移させることができるのである。

理論的および歴史的な理由から、「独占化」と「競争」の対立は現在ではそれほど有効ではなくなっている。

価格決定と競争形態の関係の問題はとりわけ、企業行動についてわれわれがもっている見方と関連している。第一に、研究の関心が非均衡の状態やアクターの相互作用およびアクターの期待に注がれるようになって以来、このような独占と競争を対立させる見方は根本的に改められた。(例えば、

二人りの契約当事者は一定期間のあいだ彼らを相互に拘束する契約を結ぶことによって、競争的狀態から双方独占の狀態に移行することができる)。

第二に企業間の競争形態の進化を、独占化と競争の対立に還元するような形で描写することははやできないのである。

### 競争形態と価格決定

最近になって、競争と価格の古典的理論の総合がG・デュメニルとD・レヴィによって定式化された。この総合がわれわれにとって興味ぶかいのは、古典的アプローチと価格・分配の規定のネオ・ケインズ主義的アプローチのあいだに強い相互作用があるからである。このアプローチによれば、期待利潤率に比例する価格の事前的決定は競争形態よりもむしろ競争の機能について抱く表象に依存する。それはさらに既存の競争形態についての特定の仮定よりも競争一般の問題を定立する仕方に依存する [Cartelier (éd.), 1989, p.209-262]。このような競争観は、前の時期に顕在化した不均衡に対応するエージェントの行動を想定している点で、一般均衡理論のそれとは異なっている。それゆえ、分析の出発点は「不均衡のマイクロ経済」である。システムがケースに応じて収束したりしなかったりする均衡は、回帰関係の固定点として得られる。この不均衡のマイクロ経済のエージェントの行動は以下のように説明される。

- (a) 資本蓄積はふたつのタイプのエージェントの行為である。ある活動から別の活動に資本を移転させる資本配分センターと投資・生産・価格の意思決定をする企業がそれである。
- (b) これらのエージェントは、活動の収益性や最終製品の在庫、資本稼働率にかんする不均衡に対応する行動をとる。
- (c) 貨幣創造は分権的な通貨当局の行為であって、彼らは企業への貸付を決定するさいにインフレ率や資本稼働率を考慮に入れる。

それゆえ、エージェントの行動は事後的に確認される不均衡にしたがって調節されるのであって、事前に予想される変動要因にたいして決められる最適化の規則によって調節されるのではない。

この分析によって、つぎのような感応性パラメーターにもとづく類型論を作ることができる。利潤率格差にたいする資本移動の感応性、在庫にたいする価格の感応性、前の時期の稼働率にたいする生産能力の稼働率の感応性、在庫にたいする資本稼働率の感応性、資本稼働率にたいする投資の感応性がそれである。収束可能性が複数の領域にあるので、これらのパラメーターは均衡の安定と均衡の水準の双方に影響をあたえる。したがって、成長水準はきわめて不安定だが成長条件は均質的で安定しているといったシミュレーションを描くことができるのである。

R・ボワイエ、J・ミストラルによって用いられた生産マージンの安定性基準とG・デュメニル、D・レヴィの感応性パラメーターとのあいだには、明らかに類似性がある。しかしここでは、独占化と競争という両極の形態が対立させられるときに中心に置かれる競争形態の概念が、もはや少なくとも明示的には分析のなかに現れていないのである。それに代わって前面に出てくるのが、産業

経済論の周知の変動要因、まず第一に異なる産業部門間の資本移動である。

産業経済論のなかで、均衡の存在に中心を置く静態的な分析（例えば双方独占の分析）と動的アプローチや手続き的合理性に基礎を置く分析との対立がある [Arena, 1991]。論争の中心にある問題は当然ながら価格形成の問題である。大部分の企業はフルコスト原理にもとづいて価格を決定しているという観察が、長年のあいだ、価格決定の慣行とマイクロ経済理論の関係の問題を規定してきた。「オックスフォード学派」（1939年のホールとヒッチの観察にもとづく、1950年以降のアンドリュウとブリュナーの研究）はまさしくフルコスト原理による分析によって知られている [Mongin, 1992]。しかし、限界計算が妥当しないということをフルコスト原理から引き出さす必要があるのだろうか？ 市場形態と価格決定慣行のあいだに照応関係を打ち立てる必要はあるのだろうか？ 短期と長期の対立が問われているのだろうか？ まだ多くの問題が依然としてほとんど未解決なままである。

企業の意思決定の合理性についての論争が示すように、独占の存在による説明は、企業の販売価格の決定が販売量から相対的に独立していることを説明する唯一のものではないのである。例えば、古典派の問題設定は、手続き的合理性の観点からの分析に依拠することによってフルコスト原理による価格決定の慣行を説明することができた。フルコスト原理自体はマルクスの生産価格や J・ロビンソンの名目価格との類似性を示す考え方である。企業行動に起こりうる変化を理解するためには、かかるフルコスト原理による分析をレギュレーションの立場から深化させることが必要である。同一市場を分け合う企業の数是不十分な説明変数である。加えて、エージェントがしたがわねばならない調節手続きを解明しなければならない。

それゆえ、競争形態の変容を説明するのに適したパラメーターをよりよく定義するための理論的研究が残されているのである。以上で議論された感応性パラメーターは結局、企業環境の変容に対応する企業の一般的行動に帰着する。したがって、競争形態はなによりも企業間の関係を指し示すのである。

### 競争形態の進化

競争形態の分析の重点は通常、供給サイドおよび需要サイドの参加者の数によって特徴づけられる市場構造に置かれている [Stackelberg, 1934]。しかし、市場の定義は別の諸次元にも関連している。以下では、とりわけ重要な3つの次元を取り上げることにはしたい。企業間の競争関係と協力関係、競争の対象、競争の地理的次元がそれである。

最初のふたつの次元は密接に関連し合っている。実際、市場競争を販売される生産物の（サービスと結合した）3つの特徴、すなわち、価格、納期、品質にもとづいて描写することは、いまやかなり一般的におこなわれるようになった。競争のこの3つの特徴はたしかに目新しいものではない。ここで新しいことは、価格以外の競争次元（「外部費用」）をとくに重視する日本の競争力に、とりわけヨーロッパとアメリカの製造企業が対応を迫られているということである。この変化を通じて、

生産費を制御するためばかりでなく、できるだけ速く新製品市場に参加するために、また希望納期までに製品を顧客に届けるために、企業組織の根本的な転換が引き起こされた。この変化の意味はたんに国際分業の面だけに現れているのではない。生産者間の競争において、品質と納期の問題が価格よりも重要度をもつようになればなるほど、価格の安定はいっそう大きくなるのである [Taddei et Coriat, 1993]。

生産物が所与の費用範囲におさまることを追求する企業慣行の発達はこの考えに矛盾するものではない。実際、期待マージン率を考慮して価格を事前的に計算することが重要になる。反対に、競争にたいする使用価値や技術の位置づけは相当に変化した。実際、使用価値や技術をもはや外生的なものとして考えることはできないのである(使用価値や技術は競争の古典派的理論のなかでは相変わらず外生的である)。企業の競争優位が競われる戦略点は移動する。もはや生産現場だけが見直しの対象になっているのではない。構想や研究・開発の活動もまた、それらのランニング・コストおよび新製品の準備期間の長さから判断して戦略的に重要になる。製品の構想、試作、製造、マーケティングなどに必要なさまざまな活動のあいだの有機的関係がますます重要になってくる(「産業工学」の発達はその証拠である)。ところで、この有机的関係は少なくとも製品の製造期間のあいだ全企業のあいだで結ばれる。ときには、この有机的関係は全企業とそれに関連する公的研究センターとのあいだで形成される。新製品を構想し技術を制御する能力にもとづくかかる競争は、独立系企業ではなく、指導的企業によってまとめられる企業諸集団を対立させる [Chanaron et Ruffieux, 1994]。この競争はさらにまたサービス部門に関連する。サービス部門の発展はこのような競争の進化のきわめて象徴的な出来事である [De Bandt et Petit, 1992; De Bandt et Gadrey, 1994]。

競争が世界的次元をとるようになるという事実によって、これまで競争形態についてなされてきた分析が修正されることは明らかである。このことは国民的企業の競争力の問題に加えて [Aglietta et Boyer, 1982]、競争において為替相場の制約がはたす役割の問題を提起する。国際通貨の不安定性にたいする各国の適応能力の格差を説明しうる構造的理由は、ア・プリオリには多数ある。アグリエッタ、オルレアン、ウディ [Aglietta, Orlean et Oudiz, 1980] によって提起されたモデルはいくつかの決定的な関係を明らかにした。このモデルは二部門からなる名目価格体系に依拠している。(価格が制約要因になる) 輸出部門、(生産費プラス所得分配のルールから生じるマージンによって価格が決定される) 国内部門、5つの構造的パラメーター(生産性上昇率、経済における各部門の比重、賃金/価格関係、セクター内の賃金の均質性、生産費に掛けられるマージン率)がそれぞれである。このモデルが示唆するように、為替レートの切り上げは輸出部門の利潤率の低下や国内費用の上昇圧力や競争力の低下圧力を引き起こす。このような連鎖が演じる仕方は各国の構造的パラメーター、すなわち、自国の価格と利潤を国際的に押し付けることができる各国の能力および、各国の国内市場の支配度に依存する。ここで注目すべきことは、「プライステイカー」ないし「プライスメイカー」の資格を有するのは諸企業ではなく、諸国であるという点である。これは「グローバル・パフォーマンス」の概念の先がけであり、10年後にこの概念はフランス第11次プランのなかで

使用されることになった [Gandois, 1993]。

### 競争形態の複雑性

競争形態の概念はこの数年のあいだにきわめて内容豊かなものになった。このことは、理論の進化と事実の進化を考察するとき避けられない確認事項である。

レギュレーション理論にとって基本的問題は、構造変容、とりわけ企業間関係で確認される変容についての観察を蓄積体制全体の分析に統合することである。蓄積体制が中期的に安定化するかどうかの問題が中心問題であるならば (R.Boyer et Y. Saillard(eds) [1995] chap. 20, 21 をみよ)、いまや競争形態の考察を競争と独占化の対立に限定してしまうことはできないのである。それゆえ、競争形態の特徴を理解するためには、多様な市場への参加者の数のみならず、生産のさまざまな水準で利用される調節手続きをも考慮しなければならない。競争形態の分析は、生産編成の諸形態 (企業間関係および企業内関係)、市場の諸形態 (市場が機能する規則)、管理・運営の規則、競争対象 (サービス、財、情報)、企業と金融システムの接合関係などについての分析を統合しなければならない。そのうえで、安定的蓄積体制の確立条件を検討することができるのである。レギュレーション理論の当初の考え方のなかで、資本蓄積の諸拠点の事前的自己調節能力が過大評価されていたとすれば、それ以後におこなわれた研究はもはやそうではないことを明らかにしたように思われる。しかし、これらの研究を分析全体に統合していく課題が残されているのである。

### 参考文献

- AGLIETTA M., *Régulation et crises du capitalisme*, Calmann-Lévy, Paris, 1976. (若森/山田/大田/海老塚訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店、1989年)
- AGLIETTA M. et BOYER R., "Une industrie compétitive en France et dans le monde", in *Une politique industrielle pour la France*, La Documentation française, Paris, 1982.
- AGLIETTA M. ORLEAN A. et OUDIZ G., "Contraintes de changes et régulations macroéconomiques nationales", in *Recherches économiques de Louvain*, t. XLVI, no3, 1980, p.175-206.
- ARENA R., "Approches théoriques et économie industrielle", in ARENA R., BENZONI, De BANDT J. et ROMANI, *Traité d'économie industrielle*, 2e éd., Economica, Paris, 1991, p.96-128.
- BOYER R., *La théorie de la régulation. Une analyse critique*, La Découverte, Paris, 1986. (山田鋭夫訳『レギュレーション理論』藤原書店、1990年)
- BOYER R. et MISTRAL J., *Accumulation, inflation et crise*, PUF, (1re éd.1978), 2e éd., Paris, 1983.
- CARTELIER J., *La formation des grandeurs économiques*, PUF, Paris, 1989.
- CHANARON J.-J. et RUFFIEUX B., "Le groupement d'entreprises: une approche williamsonienne en dynamique de la quasi-intégration industrielle", *note IREPD*, Grenoble, 1994.
- CORIAT B., *Penser à l'envers*, Ch. Bourgois, Paris, 1991. (花田昌宣/斎藤悦則訳『逆転の思考』藤原書店、1992年)
- CORIAT B. et TADDEI D., *Entreprise France. Made in France2*, Le Livre de poche, Paris, 1993.
- De BANDT J. et GADREY J., *Relations de service, marchés de services*, CNRS, Paris, 1994.
- De BANDT J. et PETIT P., "Compétitivité: la place des rapports industriel/services", Séminaire international

sur les nouvelles armes du défi industriel, Paris, 7-9sept. 1992.

GANDOIS R., (Président de la Commission <<compétitivité française>> de préparation du XIe Plan), *France: le choix de la performance globale*, La Documentation française, Paris, 1993.

MONGIN P., "The <<Full-cost>> controversy of the 1940s and 1950s: a Methodological Assessment", in *History of Political Economy*, vol.24, no2, 1992, p.311-356.

TADDEI D. et CORIAT B., *Made in France. L'Industrie française dans la compétition mondiale*, Le Livre de poche, Paris, 1993.

VON STACKELBERG H., *Marktform und Gleichgewicht*, Von Julius Springer, Vienne, Berlin, 1934.

## X 国際レジーム\*

J.-F. ヴィダル\*\*

制度主義的マクロ経済学としてのレギュレーション理論は、その概念と問題設定にしたがってしばしば国民国家を特別に重視してきた。そのために、レギュレーション理論の影響を受けた大部分の研究もナショナルな動態を対象にしてきた。この章のねらいは、レギュレーションの方法を国際動態の分析に利用できるようにする道筋を明らかにすることである。

### 国際的レギュレーションの3つのアプローチ

ド・ベルニス [De Bernis, 1987] とボレリ [R. Borelly, 1990] によって展開されたアプローチは後に「グルノーブル・レギュレーション学派」と呼ばれるようになるが、このアプローチの基本単位は国民国家ではなく、生産システムである。生産システムは複数の国民国家にまたがる緊密に統合されたさまざまな生産活動の総体として定義される。この見方によれば、大英帝国（イギリス経済ではない）は過去の生産システムの典型的な例である。生産システムは、中心国と系列国を含む、F. ペルーの意味での空間であって、資本蓄積の過程はこの空間の内部で展開する。レギュレーションとは、利潤率の低下に反作用し、部門間の資本流通を保証し、中心国のヘゲモニーを再生産するような調節と制度の総体のことである。レギュレーションはとりわけ統一された通貨流通によって特徴づけられる。系列国の通貨は中心国の通貨の倍数ないし約数であり、しばしば外国通貨管理の集中メカニズムをともなっている。そのために、同じ生産システムに属する諸国間の国際収支問題は消えてしまうか、緩和されてしまうのである。この視角からみれば、<sup>リージョナリゼーション</sup>地域化のメカニズムが、ナショナルな動態や世界的な動態に優越するのである。

国際通貨レジームはとりわけ「パリ・レギュレーション学派」によって、なかでもM・アグリエッ

\* この論文は、R. Boyer et Y. Saillard (éds), *Théorie de la régulation*, La Découverte, 1995に第16章として収録されている。

\*\* パリ＝ソ (Paris-Sceaux) 大学教授

タ [Aglietta, 1986] によって分析された。アグリエッタの分析については、アグリエッタ論文(R. Boyer et Y. Saillard(éds) [1995] chap.8) とグットマン論文(R. Boyer et Y. Saillard(eds) [1995] chap.7) を参照されたい。J・ミストラル [Mistral, 1986] は、国際経済関係の安定と変化を分析するための枠組みを提案した。グルノーブル派とは違って、パリ派の主たる分析対象は国民国家および工業化された諸国間の競争関係である。各国民は固有の生産的資源とレギュレーションによって特徴づけられる。固有のレギュレーションは技術的变化にたいする各国の態度を具現すると同時に、競争と所得分配にかんするコンフリクトの調停を保証する。国際関係は各国間の構造的差異化に対応する私的エージェントの主導によって発展する。国際関係はナショナルな空間を統合しつつも差異を再生産する。さまざまなナショナルな空間のあいだの補完性を深化させることによって、また、ナショナルな特異性を許容可能な変化に限定し破壊的な競争を制止することによって、国際レジームはこのような緊張を成長の原理に転換するのである。

国際レジームの性格は支配的経済の動態と密接に関連している。支配的経済は、社会的・技術的イノベーションの高い潜在力によって特徴づけられ、他の諸国に制約を課すると同時に成長の機会をあたえる。国民経済の競争力は、国際的ノルムに適応するように国内関係を転換させる各国の能力に依存する。このような競争力は、国内市場の支配を維持しつつ、収穫逓増部門や急速に拡大する市場に参入する能力によって表現される。

国際的レギュレーションはノルムや制度のかたちで表現される国際レジームの原理であって、これらのノルムと制度が私的エージェントの決定を方向づけ、国家介入のルールを決定するのである。国際的レギュレーションの中心的な形態は、商業と金融のネットワーク、多国籍企業、国際通貨レジーム、国際協定である。

S・クラスナー編の本 [Krasner, 1983] に収録されている研究や『インターナショナル・オーガニゼーション』誌に発表される研究を「アメリカ・国際レジーム学派」と呼ぶことにするが、この学派は主として広い意味での国際経済制度の進化を分析する。このアプローチの性格を国際的な制度主義と規定することができる。アメリカの国際レジーム理論にとって、国際レジームとは、国際生活の種々のアクターの行動の安定と一貫性を保証し、高い代償をともなうコンフリクトを回避するために確立されるような、原理、ノルム、決定のルールと手続きの総体である。このアプローチによれば、国際レジームという概念は(石油のような)特定の部門にも応用することができるし、また、GATT協定と同じくらい広い適用範囲をもっている。国際レジームは公式協定によって明確にのべられていることもあれば、インフォーマルな慣行から生じることもある。国際レジームの強弱は、そのノルムが実際に守られるケースが多いか少ないかによって表現される。

以上のべてきたように、3つのアプローチが国際レジームの概念にあたえる意味は多様であるが、この多様性は何よりもそれぞれの著者が採用した理論的仮定に由来する。それはまた、国際経済の現実はいわゆる多面的であるので、国際経済を包括的な枠組みのなかで説明することが非常に難しいという事情にも由来するのである。

### レギュレーション・アプローチと国際経済をめぐる方法的適合性

レギュレーションの方法を国際経済に転用することを正当化するためには、つぎの点が証明されねばならない。十分に長い期間にわたって国際交換が安定した趨勢と進化をたどっていること、国際関係の枠組みは遵守される首尾一貫した制度によって作られること、国際変動は安定装置による調節プロセスによって抑制されること、の3点がそれである。

とりわけA・G・ケンウッドとA・L・ルッグヒードの著作 [Kenwood, Loogheed, 1971] のなかで総括された国際経済の歴史についての研究が明らかにしたように、相対的に首尾一貫した安定した傾向によって特徴づけられるふたつの時期を検出することができる。

第一は、第一次世界大戦に先立つ2、30年の時期である。この時期の工業製品と一次産品の取引の伸びは価値的にも数量的にもほぼ同じである。一次産品は世界貿易の約60%を占め、安定した割合を確保している。もっとも重要な取引は工業諸国全体と一次産品輸出国のあいだでおこなわれている。工業化の初期にあった北西ヨーロッパのこの期の成長が控え目であったのにたいし、新しい一次産品輸出国(アメリカ、アルゼンチン、オーストラリア)は輸出を急速に拡大させた。他方、イタリア、ロシア、日本の工業生産は飛躍的に増加した。これら新興の大国はロンドンとパリの資本市場で大量の債券を発行したが、この資金借入はとくに輸送網の拡大のための資金となった。世界貿易の傾向は地理上の外延的拡大におおきく依存していた。

こうした見方をさしたる困難なしに適用できる第二の時期は1950年代および60年代である。この時期の特徴は、工業製品の交換が一次産品の交換よりはるかに速く拡大したことである。工業国間の貿易シェアは急速に増加した。発展途上地域全体の市場シェアは(石油輸出地域を除けば)減少した。同じタイプの諸国や近隣諸国のあいだの類似製品の交換がタイプの異なる国のあいだでの交換よりも速く発展した。さらに、収穫逡増を実現し、標準化された製品のための大きな市場を発見することができた。アメリカ企業の国際直接投資が国際資本移動の中心形態であった。このような進化は内包的蓄積体制が、アメリカからヨーロッパや日本に波及したことに照応する。ヨーロッパと日本は、生産システムと生活様式の急速な転換を通じて、アメリカの生産性水準に漸次的に接近したのだった。

では、安定した一貫した国際制度が確立されたのだろうか? 注意深い分析が証明しているように、たとえ安定した時期のあいだであったとしても、国際関係の骨組みを形成するという意味で、「レジーム régime」について語ることは容易にはできないのである。これはいくつかの注目すべき例から明らかである。

例えば、1890—1913年の時期について固有な貿易レジームを明確に定義するのはきわめて困難である。というのは、バイロック [P. Bairoch, 1989] の詳細な研究が明らかにしているように、貿易慣行は国ごとにひじょうに違っていたからである。イギリスは、1840—1850年代の一方的な軍備縮小の時期に始まった自由貿易の推進者であったが、それでも熱帯産の生産物やアルコール製品にた

いする関税権は手放すことなくもちつづけた。1879年に関税の一時的な引上げを決定したドイツにつづいて、西ヨーロッパ諸国は1880代から1890年代にかけてしだいに保護主義的な政策を採るようになる。しかも、関税率は一律ではなく、生産物によって異なっていた。アメリカとロシアは輸入の約40%の製品に禁輸ねらいの高関税を施行した。さらに、西ヨーロッパの大陸諸国も貿易協定の枠のなかで安い輸入製品に穏やかな課徴金を付けた。

1950年代と60年代の制度的枠組みは、理論的分析が結論づけているほど首尾一貫したものではない。しだいに確立していった自由貿易体制には、たくさんの例外事項があった。例えば、GATTの第一条項で宣言された主要原理のひとつは、無差別と最恵国待遇条項にかんするものである。しかし実際は、以後30のあいだに二国間特惠協定の数は増加しつづけた。ヨーロッパ共同市場 (EEC)、多くの繊維協定、輸出規制協定、ロメ協定などがその例である。長年のあいだに多数の製品が自由貿易の対象から除かれた。だが、ウルグアイラウンドがこのような例外の大部分の廃止をめざしているのも事実である。

本来の意味の「ブレトンウッズ通貨レジーム」は長くはつづかなかった。1944年の協定原理がようやく実施されたのは、ヨーロッパ通貨が交換されるようになった1958年以降のことである。最初のドル危機は1961年に生じたが、1968年には金ドル交換を制限する二重市場が設けられた。しかしながら、調節可能な固定相場制——これは固定されていたが、調節には有効であった——は1949年から1971—1973年まで実施された。国際レジームは、高度に固定的な原理と伸縮的な適用ルールとの組合せの産物である。30%の変動幅を有する固定相場制はその典型である。その理由のひとつは、国家の主権がいぜんとして国際生活の原理のひとつであることである。

国際変動は安定装置による調節過程によって制限しうのだろうか？ 安定期のあいだ、調節は国際変動の幅を限定するが、それは景気状態が諸国間に伝導する過程を弱めることによって、とりわけ、支配的経済の景気循環が世界の他の地域にあたえるインパクトを弱めることによって、達成される。

1914—1918年の第一次世界大戦に先行する数十年のあいだは、3つの主要なメカニズムが国際変動を限定していた。

—農業が世界の生産と交換のなかで大きな重要性を占めていたので、国際的な増幅効果は抑制された。

—連合王国の内部投資フローと外部投資フロー——いわゆる「大西洋循環」——との対立。この対立は、イギリスの景気状態が世界の他の地域にあたえるインパクトを弱め、資本収支を経常収支で調節することによって国際収支を均衡させる一要因として働いた

—(長期的ではないが) 短期的には、国際価格の変動は限定されていた

価格変動が限定されていた理由を説明するのは困難であるが、それは部分的には、飛躍的に発達した輸送網のおかげで基本的生産物の世界供給が規則化したことから、さらにまた、名目価格の大きさが安定していること——これは金本位制と連動し、安定化への期待を生み出す——への信頼か

ら生じた。その代わりに、活発な国際資本移動が金融市場の機能を連動させた結果、金利は多数の国のあいだで同時に変動した。金利の高騰は通貨供給が中期的に金準備に照応しなければならないシステムでは避けることはできないが、この金利の高騰は、とりわけ自国の開発資金を調達するために対外債務を累積していた「新興諸国」または準工業1960年代を通じて、景気変動の国際移転を制限する多くのメカニズムがあった。福祉国家および硬直的賃金額とつながった自動的安定化という性格を有する独占的レギュレーションが、需要変動したがって先進工業諸国の輸入変動および工業製品価格の変動を制限した。短期の資本運動は部分的に統制され、金利もしばしば規制されたために、金融市場の結びつきはあまり強くなかった。しばしば指摘されてきたこととは反対に、ドルによる国際流動性の発行はアメリカの国際収支の部分的調節を保証する自然発生的メカニズムによって調整されていたように思われる。実際、アメリカの景気拡大は貿易収支を悪化させたが、国内の利潤と金利の上昇が資本の流出を食い止めたために、流動性残高の変動は弱められた。景気後退期にもこれと対照的な効果がしばしば働いたのである [Vidal, 1989]。

### 国際的レギュレーションの誕生と衰退

国際的諸制度の発生過程の分析にとりわけ力を注いできたアメリカの国際レジーム・アプローチは、いくつかの理論的解釈を提起している。

覇権安定理論は国際レジームの確立と消滅の原因を支配的強国の躍進と没落にもとめた。すなわち、自由主義秩序の崩壊と1929年の恐慌はイギリスという強国の没落に起因するし [Kindleberger, 1986]、1944年から1947年にかけて確立した新しい国際秩序は、アメリカの行動と密接に関連していたのである。アメリカの相対的弱体化は1970年代以降の新しい動揺を引き起こすことになる。しかし、覇権を握る強国の行動手段は可変的であって、それはレジームの特徴を決定する大きな要因になる。植民地体制は強制にもとづいているが、工業諸国間の不均等は安定的なかたちで暴力に立脚しつづけることはできない [Snidal, 1985]。そのような場合、覇権を握る強国は交渉をおこない、少なくともいくつかの譲歩をしなければならない。その格好の実例は、アメリカが1942年から1948年のあいだにまずイギリスと、つづいて他のヨーロッパ諸国と続行した交渉によって提供される [Gardner, 1980]。GATTの最初の協定の大部分はアメリカの見方を反映していた。しかしアメリカは、相手国によって提供される譲歩よりも高い関税上の譲歩を最初に相手国に認めることによって、自ら範を示さねばならなかった。

覇権大国理論には根本的な弱点がある。国際レジームの性格は支配経済の性格から一義的に導出することはできないのである。第二次世界大戦後の国際レジームは伝統的な意味での自由主義とはまったく異なっていた。というのは、それは社会的均衡、とりわけ完全雇用の重要性を認識していたからである。国際収支の悪化と資本流出がつねにデフレを引き起こすのを避けるために、ブレトンウッズ協定は通貨切下げを認め、加盟国が為替管理を実行することを奨励していた(今日からみれば、これは驚くべきことである)。とくにイギリス政府の代表団から要求されたこの条項をアメリ

カは受け入れた。なぜならこの条項は、工業諸国全体の経済ドクトリンの変化を全体的に反映していたからである [Gardner, 1980]。

交渉による秩序は自発的な協定にもとづくものである。それはおそらく限られた数の相手国から構成されるはずである。というのは、交渉の複雑性とコストは相手国の数が増えれば増えるほど増加するからである。しかしながら、GATT協定の機構が示すように、交渉はふたつないし3つの超大国のあいだで締結され、つぎにこの交渉の成果がいくつかの譲歩を受入れながら小国に強制されることがありうる。各国間の力関係の変化とドクトリンの普及がおそらく国際制度を進化させる基本的要因であろう。長期的には、EUの進化の一部はマルクの支配的地位と自由主義思想の影響力の増大によって説明することができるであろう。

自生的秩序——これはハイエクの用語である——はおそらく国際関係にはしばしば見られるケースである。19世紀末の主要な国際制度はヘゲモニーあるいは交渉の結果というよりも、自生的な収斂の結果であるように思われる。例えば、連合王国は保護主義の強化になんの利害ももっていなかったが、それでもそれを避けることができなかったというのは明白な事実である。

金本位制が連合王国によって導入されたということ立証する説得的証拠は少しも存在しない。1871年以前には、ごく少ない国だけが金本位制による通貨レジームを実施していた。1870年代を通じて、西ヨーロッパの大部分の国がこれを採用した。ラテンアメリカ連盟の加盟国は基本的には銀の大幅な価値低下と金本位制をドイツが選択したために複本位制の放棄を余儀なくされたが、その結果、悪貨が良貨を駆逐するというグレシャムの法則の作用が増幅された。西ヨーロッパと比べた自国の相対的弱体化を自覚したロシア政府は、インフラ網の建設を軸とする工業化計画を採用した。国際融資を獲得するために、ロシア政府はルーブルを金にたいして安定させることも決定した。民間資本の所有者にたいしロシア政府の信憑性を保証するという配慮から、ロシア政府は金本位制に参加するようになった。以前には、ロシア政府はしばしば通貨の強制流通を実行していたのであるが。

ところで、国際的レギュレーションの概念にいかなる意味をあたえねばならないだろうか？ 国際的レギュレーションの中心的要素は、主として私的意思決定から生じる財や資本の交換によって関係づけられる、ナショナルなレギュレーションの相互作用に由来する。ナショナルなレギュレーションの進化はある程度は国内要因、とりわけ大危機に由来するが、同時にまた国際レジームへの挿入によって強制される制約にも由来するのである。

多くの例が示唆するように、資本の国際運動はナショナルな金融財政のレギュレーションに大きな影響をあたえる。金本位制の普及という例に加えて、1970年代の変動相場制への移行において、あるいは1980年代の金融システムの規制緩和において資本の国際可動性の高まりが果たした役割を指摘しなければならない。このような転換は金融財政政策の方式と有効性にきわめて大きな影響をあたえ、1980年代の需給バランスを急速に悪化させる有力な一因になった。この需給バランス悪化は1990年から1993年にかけてのリセッションを通じて調節されねばならなかった。

商品交換が労働関係におよぼす影響は、あまりはっきりしていない。交換が伝統的な意味の特化にもとづくとするれば、労働力管理方式の大きな差異化が維持されていくように思われる [Wallerstein, 1980-1984]。実際、各国は生産物と部門の特定の分野に専念し、その技術的特性や成長と生産性の潜在力や市場はかなりな独自性を示しているため、各国は競争力維持のために独自の労働関係の方へ進化する。逆に、交換のタイプが産業部門内的であって、各国が類似の財を生産するならば、交換者はもっとも競争力のある労働関係に部分的に同調するであろう。しかしながら、労働関係のなかには変化にたいする抵抗が存在する。というのも、労働関係は非市場的な関係のなかに「埋め込まれている」からである。したがって、ヨーロッパ諸国のあいだにこんにち存続する差異が示すように、この種の進化を実現するのは容易ではないのである。

国際的レギュレーションの分析に固有なむつかしさは、それが関連する複数の同時に作動する分析レベル(国民、地域、世界)を定義しなければならないということに起因する。それゆえ、国際的レギュレーションがもたらす効果はあいまいである。それは同質性を生み出すと同時に、ナショナルあるいは地域的な諸空間のあいだの差異を再生産するか、それを増幅させるのである。

#### 参考文献

- AGLIETTA M., *La fin des devises clés*, La Découverte, Paris, 1986. (斎藤日出治訳『通貨統合の賭け』藤原書店、1992年)
- BAIROCH P., "European Trade Policy 1815-1914", in MATHIAS P. et POLLARD S., *The Cambridge Economic History of Europe*, vol.VIII, 1989.
- BORELLY R., "L'articulation du national et de l'international: concepts et analyses", in *Economies et sociétés*, série <<Théories de la régulation>>, Paris, 1990.
- DE BERNIS G., *Relations économiques internationales*, Dalloz, Paris, 1987.
- GARDNER R.N., *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective*, University Press of Columbia, New York, 1980.
- HAGGARD S. et SIMMONS B.A., "Theories of International Regimes", *International Organisation*, 1987.
- KENWOOD A.G. et LOOGHEED A.L., *The Growth of International Economy, 1820-1960*, Allen & Unwin, 1971.
- KINDLEBERGER C.P., "International Public Choice without International Government", in *American Economic Review*, March 1986.
- KRASNER S.D.(éd.), *International Regimes*, Cornell U.P., 1983.
- MISTRAL J., "Régime international et trajectoires nationales", in BOYER R., *Capitalismes; fin de siècle*, PUF, Paris, 1986. (平野泰朗訳「国際体制と各国の進路」、山田鋭夫ほか訳『世紀末資本主義』日本評論社、1988年)
- OYE K.E., "Explaining Cooperation under Anarchy: hypothesis and Strategies", *World Politics*, Oct. 1985.
- SNIDAL D., "The Limits of Hegemonic Stability Theory", *International Organisation*, 1985.
- STRANGE S., "Cave! Hic Dragones; a Critique of Regimes Analysis", in KRASNER S.D.(éd.), *International Regimes*, 1983.
- VIDAL J.F., *Les fluctuations internationales de 1890 à nos jours*, *Economica*, Paris, 1989.
- WALLERSTEIN I., *Le système du monde*, 2t., Flammarion, Paris, 1980-1984. (川北稔訳『近代世界システム I・II』岩波書店、1981年)